

仕様書

第1 件名

伊豆大島ジオパークにおけるドローンの利活用実証実験事業実施委託

第2 目的

本事業では、日本ジオパーク認定を受けた伊豆大島の自然環境と、国土交通省の「無人飛行機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」に適合したドローン飛行可能エリアが多い利点を活かし、ドローンを活用した島内への観光客誘致を図る。

具体的には、ドローン操作に興味のある様々な層（未経験者から専門家まで）を対象にモニターツアー、イベント、およびシンポジウムを開催することで、大島における今後のドローン有効活用に向けた実証実験を行う。併せて、本事業の実施内容を対外的に発信することにより、ドローンの安全な利活用を促進し、更なる誘致を目指す。

なお、本事業は、一般社団法人大島観光協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年9月15日まで

第4 履行場所

東京観光財団が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

- 1月～ ・ドローン飛行空間設定のための事前調査および空間地図作成
- 2月～ ・モニターツアー、イベント、シンポジウムの内容および現地対応策の決定
- 5月～ ・モニターツアー、イベント、シンポジウムの実施
 - ・現地対応結果の報告書提出
 - ・ドローン利活用状況の情報発信
- 8月～ ・ツールブック、報告書の制作

第6 委託内容

実施に際しては、都度企画提案者および東京観光財団と協議の上進めること。

1 協議会の運営支援

本事業の実施に当たっては、企画提案者と大島町を中心とした本事業の各関係者からなる協議会を立ち上げ、検討会を開催すること。実施回数は年間4回程度を予定している。受託者は、検討会開催の都度、東京観光財団及び企画提案者と協議のうえ必要な資料を作成すること。なお、検討会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 ドローン飛行空間設定のための事前調査および空間地図作成

専門家を招聘し、ドローンを活用するための飛行空間設定のための調査を実施し、その内容を基にドローン飛行可能空間をまとめた空間地図を作成すること。

3 モニターツアー、イベント、シンポジウムの内容および現地対応策の決定・実施

実施に際しては、以下の記載事項に留意すること。

(1) モニターツアー、イベント、シンポジウムの内容決定・実施

2の事前調査および作成した空間地図を基に、モニターツアー、イベント、シンポジウムの内容を決定し実施すること。また、実施に際してはメディア等を招聘し、記事・映像による情報発信等を行うこと。

○モニターツアー

- ①平成30年5月末までに2泊3日のモニターツアーを実施すること
- ②催行人数は20名程度で実施すること。
- ③モニターツアー後には参加者に対して内容の評価等を得るためのアンケートを実施すること。
- ④モニターツアーの実施に当たっては、参加者に損害賠償保険等に付保すること。
- ⑤ツアー実施に際しては参加者より、宿泊費、食費、交通費・輸送費の3分の1（千円未満端数は、原則、切上）の金額を参加費用として徴収すること。また、徴収分は本事業受託者の収入とするため、企画提案の金額は、入札予定価格より、本収入分を差し引いた金額未満とすること。
- ⑥モニターツアーのコースは伊豆大島の観光資源を最大限活用したものとすること。
- ⑦モニターツアーは観光のみならずドローンを安全に操縦するための講義・実技指導なども含めたものとすること。
- ⑧ドローンの未経験者から上級者まで幅広い参加者が見込める内容とすること。
- ⑨モニター募集に際しては、モニターツアーの様子をSNS等で発信することを参加要件として付すこと。
- ⑩モニターツアー実施に際しては、東京都・東京観光財団より数名程度同行する予定のため、その分の旅費・交通費等も費用の見積もりに含めること。

○イベント

モニターツアー実施時にドローンを活用したイベントを企画・提案し、モニターツアー内で実施すること。なお、イベントはツアー参加者のみならず、一般観光客および島民も参加可能なものとすること。

○シンポジウム

伊豆大島におけるドローンの利活用推進を目的として、専門家を招聘したシンポジウムを企画・提案し、モニターツアーに合わせて実施すること。なお、実施に際しては以下の点に留意すること。

- ①費用の見積もりに際しては専門家の招聘費用も含めること。なお、専門家の人選は企画提案者、東京観光財団と協議の上決定すること。
- ②内容は主にドローン運用の現状、国交省ガイドラインに沿った安全な運用方法の啓蒙などを想定すること。
- ③ツアー参加者のみならず、島内の観光事業者等の参加も募ること。

(2) 現地対応策の決定および結果報告

① 現地対応策の決定

伊豆大島において、法令・安全性等に配慮したドローンの普及・活用を促進するための対応策をまとめること。なお、対応策には以下の内容を含めること。また、モニターツアー、イベント、シンポジウムは策定した対応策に則り実施して内容の検証を行うこと。

- 国交省ガイドラインの効果的周知方法
- 安全に飛行できる場所の選定方法
- その他、ドローンオペレーターに必要な事項

② 結果報告

実施後には結果および改善点等をまとめた報告書を提出すること。報告書には以下の内容も含めること。

- 安全にドローンが飛行できる場所を示した空間地図および各ポイントの注意点
- ドローンの運用についての対応策や課題など

(3) ドローン利活用状況の情報発信

伊豆大島におけるドローンの安全な利活用を推進し、更なる誘客に繋げる目的で HP・SNS サイトを開設して対外的に情報発信すること。なお、開設に際してはそれぞれ以下の内容を含めることに留意すること。

○HP

- ドローンの飛行が可能なエリアの紹介（空間地図・注意点）
- 国交省ガイドラインおよびドローンを安全に運用するための注意点や飛行禁止区域の説明

○SNS

- ドローン撮影映像掲載および開設 HP へのリンク

4 「伊豆大島ジオパークにおけるドローンの利活用のためのツールブック（仮）」の作成

上記1～3を実施していく中で、整理された方策をまとめたツールブックを作成する。なお、作成の際は次年度事業計画に際して参考となる内容も含むこと。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り
-----	---------------------

	<p>使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上)</p> <p>仕立：くるみ表紙、無線とじ</p> <p>その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり</p>
その他	<p>校正：2回以上</p> <p>Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。</p> <p>包装紙：再生紙を使用すること。</p> <p>使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2017 の印刷物における水準 1 を満たすこと。</p>

7 報告書類の提出

受託者は、1から3の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。なお、作成の際は次年度事業計画に際して参考となる内容も含むこと。

(1) 事業実施報告書

記載内容については東京観光財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

- 2 ドローン飛行空間設定のための事前調査および空間地図作成
- 3 モニターツアー、イベント、シンポジウムの実施
- 4 現地対応結果の報告
- 5 ドローン利活用状況の情報発信
- 6 事業の成果
- 7 今後の課題
- 8 今後の展開
- 9 参考資料（会議議事録等）

規 格	<p>大きさ：A 4</p> <p>色：4色カラー刷り</p> <p>使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上)</p> <p>仕立：くるみ表紙、無線とじ</p> <p>その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり</p>
その他	<p>前項6「伊豆大島ジオパークにおけるドローンの利活用のためのツールブック(仮)」の作成の「その他」右欄に同じ</p>

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、東京観光財団と協議の上作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の課題

規 格	大きさ：A 3 頁 数：1 枚・中折片面・見開き 色 ：4 色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	前項6「伊豆大島ジオパークにおけるドローンの利活用のためのツールブック（仮）」の作成の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

- | | |
|--|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「伊豆大島ジオパークにおけるドローンの利活用のためのツールブック（仮）」 | 10部 |
| 4 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 5 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、東京観光財団に協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は東京観光財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) 東京観光財団の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。

- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、東京観光財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに東京観光財団に報告すること。
- 4 受託者は、平成 30 年 2 月から平成 30 年 8 月までの間、毎月 1 回以上、東京観光財団に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、東京観光財団と協議すること。
なお、この定例報告にかかわらず、受託者と東京観光財団は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を東京観光財団に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は、東京観光財団又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに東京観光財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、東京観光財団の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、東京観光財団の指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、東京観光財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、東京観光財団の確認を得ること。また、進捗状況に関する東京観光財団の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、東京観光財団と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

東京観光財団地域振興部事業課
地域資源発掘型実証プログラム事業担当
東京都新宿区山吹町3-4-6番地6 日新ビル2階
電話（直通）03-5579-2682